

「宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改める。

第五十七条の二第二項中「この」を「前項に規定するもののほか、この」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第五十七条の二を第五十七条の三とし、第五十七条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

市町村は、指定居宅支援事業者が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三

項に規定する法律で定める歳入とする。

第五十九条の四第一項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

本則中第六十二条の二の次に次の一条を加える。

第六十二条の三 市町村は、条例で、第二十一条の十三第二項後段又は第二十一条の十四第二項の規定による居宅受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第六十三条の四中「入所させる」を「入所する」に、「援護の実施者」を「市町村の長」に改める。

第六十三条の五中「又は同法」を「同法」に改め、「知的障害者授産施設」の下に「又は同法第二十条の八に規定する知的障害者通勤寮」を加え、「入所させる」を「入所する」に、「援護の実施者」を「市町村の長」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第十一条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「その他の者」を削る。

第二条第一項第四号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に、「なされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた」を「なされた」に、「にいう」を「規定する」に改め、同項第五号中「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に、「なされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた」を「なされた」に、「にいう」を「規定する」に改め、同条第二項第四号中「第十八条第一項」を「第十八条」に改め、「社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法にいう」を削り、同条第八項中「社会福祉施設等」を「社会福祉施設又は特定社会福祉事業」に、「使用されていた職員」を「係る被共済職員」に、「使用されるに至つた」を「係る被共済職員となつた」に、「使用される職員」を「係る被共済職員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「使用される職員」を「使用される社会福祉施設等職員及び申出施設等職員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）」を「事業団」に、「職員」を「社会福祉施設等職員及び申出施設等職員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「職員」を「社会福祉施設等職員」に、「

及び」を「又は」に改め、「（以下「社会福祉施設等」という。）」を削り、同項ただし書中「場合を除く」の下に「。次項ただし書において同じ」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「申出施設等職員」とは、共済契約者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設、特定社会福祉事業又は申出施設等（以下「共済契約対象施設等」という。）の業務に常時従事することを要する者であつて社会福祉施設等職員以外のものをいう。ただし、一年未満の期間を定めて使用される者を除く。

第二条第三項中「社会福祉施設及び」を「社会福祉施設又は」に改め、「その他の者で、国及び地方公共団体以外のもの」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「申出施設等」とは、共済契約者が経営する社会福祉施設及び特定社会福祉事業以外の施設又は事業のうち当該共済契約者が社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）に申し出たものであつて第四条の二第一項の規定により事業団が承諾したものをいう。

第二条に次の一項を加える。

11 申出施設等である施設又は事業の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がある変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時に当該施設又は事業について第三項の規定による申出をしたときは、変更前の経営者に係る申出施設等職員で引き続き変更後の経営者に係る被共済職員となつたものは、変更前の経営者に係る被共済職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「六箇月」を「六月」に改め、同条第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同条第三号中「職員」を「社会福祉施設等職員」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

(申出の承諾等)

第四条の二 事業団は、次に掲げる場合を除いては、申出施設等に係る共済契約者の申出を承諾しなければならぬ。

一 当該申出をした共済契約者につき、納付期限を超えてまだ納付されていない掛金(割増金を含む)があるとき。

二 前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める正当な理由があるとき。

2 事業団が前項の規定による承諾をしたときは、当該申出に係る申出施設等は、当該申出のあつた日において申出施設等となつたものとみなす。

3 事業団が第一項の規定による承諾をしたときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

第六条第三項中「（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）」を「の代表者」に改める。

第八条第一項及び第二項を次のように改める。

退職した者の被共済職員期間が一年以上十年以下である場合における退職手当金の額は、政令で定める八千円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 被共済職員期間が一年以上五年以下の者 百分の六十

二 被共済職員期間が六年以上十年以下の者 百分の七十五

2 退職した者の被共済職員期間が十一年以上十九年以下である場合における退職手当金の額は、前項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の八十

二 十一年以上十九年以下の期間については、一年につき百分の八十八

第八条第三項中「十年をこえる」を「二十年以上である」に改め、同項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第二号中「十年をこえ、二十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第三号中「二十年をこえる」を「二十一年以上の」に改める。

第九条第一項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第二号中「十年をこえ、二十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第三号中「二十年をこえ、三十年まで」を「二十一年以上三十年以下」に改め、同項第四号中「三十年をこえる」を「三十一年以上の」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百二十五」に改め、同条第二項第一号中「十年まで」を「一年以上十年以下」に改め、同項第二号中「十年をこえ、二十年まで」を「十一年以上二十年以下」に改め、同項第三号中「二十年を

こえ、三十年まで」を「二十一年以上三十年以下」に改め、同項第四号中「三十年をこえる」を「三十一年以上の」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 前二条の規定により計算した退職手当金の額が、第八条第一項の規定に基づく政令で定める額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当金の額とする。

第十一条第二項から第四項までの規定中「当該社会福祉施設等」を「当該共済契約対象施設等」に改め、同条第七項中「社会福祉施設等以外」を「共済契約対象施設等以外」に改め、「なつたこと」の下に「その他これに準ずる理由として政令で定める理由」を加え、「の経営する社会福祉施設等に係る職員」を「に係る被共済職員」に改める。

第十五条第二項中「額は、」の下に「次に掲げる掛金ごとに、それぞれ」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 社会福祉施設等職員（被共済職員である者に限る。）に係る掛金
- 二 申出施設等職員に係る掛金



第十五条に次の一項を加える。

3 前項に規定する掛金の額は、退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第十八条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「退職手当金」を「被共済職員のうち社会福祉施設等職員であるものに係る退職手当金」に改め、「費用」の下に「の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「補助金算定対象額」という。）」を加える。

第十九条中「退職手当金の支給に要する費用」を「補助金算定対象額」に改める。

第二十三条第一項中「社会福祉施設」を「経営者の経営する共済契約対象施設等に係る施設若しくは事業所」に改める。

第二十九条中「又は法人若しくは人の代理人」を「代理人」に改め、「又は人」を削る。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（長期勤続者等に対する退職手当金に係る特例）

2 当分の間、被共済職員期間が二十年以上三十五年以下である者で第九条第二項に規定する理由により

退職をしたものに対する退職手当金の額は、第九条の二の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に百分の百十を乗じて得た額とする。

3 当分の間、被共済職員期間が三十五年を超える者で第九条第二項に規定する理由により退職をしたものに対する退職手当金の額は、その者の被共済職員期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

(民生委員法の一部改正)

第十二条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保護指導のことに当り、」を「常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行つて、もつて」に改める。

第五条第二項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第八条第二項中「左の」を「当該市町村の区域の実情に通ずる者であつて、次の」に、「掲げる者」を「掲げるもの」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前四項で」を